# (第1号)

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年11月17日

群馬県 契約担当者 群馬県知事 山本 一太

### 1 業務概要

- (1)業務名 令和7年度 単独河川改修事業 (緊急自然災害防止対策) 邑楽·館林圏域河川整備計画(変更)検討業務
- (2)業務内容 邑楽館林圏域河川整備計画は平成16年2月に策定、平成30年1 0月に第一回変更を行い、順次河川整備を進めているところである が、その後も令和元年東日本台風などにより浸水被害が発生してい る。

このため、より効果的・効率的な河川整備により浸水被害の軽減に向けた取り組みを進めることが課題となっている。

本業務は、近年の頻発化・激甚化する気象災害に対応するため 気候変動の影響を考慮した上で、河道や排水機場等の各施設の能力を再評価するとともに、当該圏域の水理状況について解析を行い、今後の効率的な浸水被害の軽減方策を検討し、策定済みの「邑楽館林圏域河川整備計画」の変更案を作成する

(3)履行期限 令和9年3月19日

#### 2 参加資格

参加表明書及び技術提案書の提出者は、次に掲げる条件を満たしていること。証明を要する資料については、参加表明書及び技術提案書とともに提出すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に 該当しない者であること。
- (2) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者 であること。
  - なお、(2)及び本項において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者 が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引 き継ぐ。
- (4) 群馬県の建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に おいて、「河川・砂防および海岸・海洋」部門に登載されていること。
- (5) 当該部門に建設コンサルタント登録されている企業であり、平成27年度以降 の同種又は類似業務の実績があること。

- (6)業務の分担が以下の事項に該当しないこと。
  - ・再委託の内容が主たる部分の場合
  - ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合
  - ・設計共同体による場合に業務の分担構成が細分化されすぎている場合。一部 の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てを行っている者にあっては、手続き開始の決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (8) 予定管理技術者が当該部門の技術者資格(技術士又はRCCM)を有し、平成27年度以降の同種又は類似業務の実績があること。
- (9) 予定管理技術者について、全ての手持ち業務の契約金額が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上でないこと。
- (10)この参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人 的関係がないこと。
- 3 技術提案書を特定するための評価基準
  - (1) 参加表明者(企業)の経験及び能力 参加表明者(企業)の同種又は類似業務の実績、河川分野又は河川分野以外 の業務の表彰経験
  - (2)技術職員の経験及び能力 配置予定の管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、河川分野又は河川 分野以外の業務の表彰経験
  - (3)業務実施方針及び手法 特定テーマ提案の的確性・妥当性

## 4 手続等

(1)担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号群馬県県土整備部河川課工事事務係、河川企画係

電話 027-226-3611 (工事事務係)、3617 (河川企画係) ファクシミリ 027-224-1368

電子メールアドレス kasenka@pref.gunma.lg.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所、方法

交付期間:令和7年11月17日(月)から令和7年12月15日(月)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、9時から12時まで及び13時から16時まで

交付場所: (1)に同じ。

(説明書及び様式については、群馬県ホームページ及び群馬県入 札情報公開システムからダウンロードできます。)

交付方法:説明書は、無料配布とする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

本業務は参加表明書と技術提案書を同時に提出するものである。

提出期限:令和7年12月15日(月)16時

提出場所: (1) に同じ。

提出方法:持参又は郵送(書留郵便・期日必着に限る。)。

(4) ヒアリング

以下のとおりヒアリング(対面またはWEB)を予定する。ヒアリングでは参加表明書及び技術提案書に記載された事項について質疑応答を行う。

実施場所:群馬県庁(20階 201会議室(予定))

実施期間:令和7年12月22日(月)

開催時間:別途通知する。 出席者:管理技術者

# 5 その他

- (1) 契約保証金 納付すること。ただし、群馬県財務規則に定めるところにより、 利付き国債の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約 保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保 証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付 を免除する。
- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (4) 詳細は説明書による。